

赤城野荘障害者相談支援事業所（前橋市障害者生活支援センター）運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人前橋あそか会が開設する赤城野荘障害者相談支援事業所（前橋市障害者生活支援センター）（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援、及び前橋市からの委託相談支援事業（以下、「相談支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児、（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定相談支援を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。

- 2 相談支援の実施にあたっては、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 相談支援の実施にあたっては、必要な時に必要な相談が行えるよう努めるものとする。
- 4 相談支援の実施にあたっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 赤城野荘障害者相談支援事業所（前橋市障害者生活支援センター）
- (2) 所在地 群馬県前橋市日吉町2丁目17-10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員 3名（常勤2名 非常勤1名）

相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務及び利用計画等の作成に関する業務を行うほか、支援計画の作成や支援計画に基づいた支援を行う。

(3) 地域移行支援・地域定着支援を担当するもの2名（常勤職員2名）

地域移行支援・地域定着支援を担当するものは、支援計画に基づき支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

但し、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。

(2) 営業時間 9時～18時までとする。

(指定相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（指定一般相談支援を除く）

(2) 知的障害者

(3) 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）

(4) 精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む＊指定一般相談支援を除く）

(指定相談支援の内容及び提供方法)

第7条 事業所が行う指定相談支援の内容は次のとおりとする。

(1) 基本相談支援

利用者の居宅を訪問しての解決すべき課題の把握

(2) 地域移行支援

ア 地域移行や精神科病院の訪問による相談

イ 地域移行支援計画の作成

ウ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援

(3) 地域定着支援

ア 地域定着支援台帳の作成

イ 連絡体制の確保

ウ 緊急の事態等の支援整備

(4) 特定相談支援

ア サービス等利用計画の作成

イ モニタリングの実施 等

(5) 障害児支援

- ア 障害児支援利用計画の作成
- イ モニタリングの実施 等

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 相談支援を提供した際に受領する費用は、厚生労働大臣が定める基準により、各市町村から代理受領するものとする。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収するものとする。その際自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から目的地までの距離に、1kmあたり20円を乗じて得た額とする。
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- (3) 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市の全域とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従事者は、現に相談支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した相談支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、苦情を受け付ける窓口を設置し必要な手順を定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果についての従業者への周知徹底
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (7) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果についての従業者への周知徹底
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(その他の運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう従事者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上と相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 雇用契約においては、従業者であった者が事業所の従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第16条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第百十六号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担うものとする。

(1) 相談

コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、緊急時に必要なサービスのコーディネート等を行う機能

(2) 地域の体制づくり

地域の社会資源の連携体制構築等を行う機能

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たって利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しするものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(委任)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。